

保護者 様

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には含まれません。

インフルエンザの出席停止期間の基準は「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては三日）を経過するまで」となっております。

再登校するにあたって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し登校する時は、この「治癒報告書」を提出してください。なお、この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入していただくものではありません。

＜出席停止期間の数え方＞

「発症した後五日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。

「解熱した後二日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

治 癒 報 告 書

大桑小学校長 様

年 氏名

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾 患 名		インフルエンザ（ ）型
発症日 （咳、鼻水・発熱等かぜ様症状が出た日）		月 日
受診した医療機関名		
医療機関受診日		月 日
治癒の根拠	医師より療養が必要とされた期間	月 日まで
	発症日の翌日から5日経過した日	月 日
	解熱した翌日から2日経過した日	月 日

令和 年 月 日

保護者氏名 印